

JIS

往復動内燃機関－性能－第5部：ねじり振動

JIS B 8002-5 : 2017

(JICEF/JSA)

平成 29 年 1 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 産業機械技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	高 田 祥 三	早稲田大学
(委員)	綾 部 統 夫	一般社団法人日本機械工業連合会
	梅 崎 重 夫	独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所
	小 菅 文 雄	一般社団法人日本産業機械工業会
	齋 藤 明 徳	日本大学
	眞 田 一 志	横浜国立大学
	高 辻 成 次	一般社団法人日本航空宇宙工業会
	田 中 文 基	北海道大学
	寺 田 進	株式会社神戸製鋼所
	平 岡 弘 之	中央大学
	藤 田 俊 弘	IDEC 株式会社
	松 尾 亜紀子	慶應義塾大学
	松 田 三知子	神奈川工科大学
	宮 武 一 郎	国土交通省総合政策局
	山 田 知 夫	日本内燃機関連合会
	山 田 陽 滋	名古屋大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 10.9.20 改正：平成 29.1.20

官 報 公 示：平成 29.1.20

原 案 作 成 者：日本内燃機関連合会

(〒105-0004 東京都港区新橋 1-17-1 内田ビル TEL 03-6457-9789)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：産業機械技術専門委員会 (委員長 高田 祥三)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 ねじり振動の計算	3
4.1 一般	3
4.2 計算方法	3
4.3 計算データ	4
4.4 計算結果	4
4.5 計算報告	4
5 ねじり振動の測定	8
5.1 一般	8
5.2 測定方法	8
5.3 測定パラメータ	8
5.4 測定試験報告	9
6 一般要求事項	9
6.0 一般	9
6.1 セット供給者	9
6.2 保証	9
6.3 セット供給者の責務	9
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	10
解 説	12

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、日本内燃機関連合会（JICEF）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS B 8002-5:1998** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS B 8002（往復動内燃機関－性能）の規格群には、次に示す部編成がある。

- JIS B 8002-1** 第 1 部：出力・燃料消費量・潤滑油消費量の表示及び試験方法－一般機関に対する追加要求事項
- JIS B 8002-3** 第 3 部：測定
- JIS B 8002-4** 第 4 部：調速
- JIS B 8002-5** 第 5 部：ねじり振動
- JIS B 8002-6** 第 6 部：過回転速度防止

往復動内燃機関—性能—第 5 部：ねじり振動

Reciprocating internal combustion engines—Performance—
Part 5: Torsional vibrations

序文

この規格は、2001 年に第 2 版として発行された ISO 3046-5 を基とし、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書 JA に示す。

1 適用範囲

この規格は、往復動内燃機関（以下、機関という。）によって駆動するセットの軸系のねじり振動の一般要求事項及び定義について規定する。

必要があれば、個々のセットについて、その装置特有の要求事項を追加してもよい。

この規格は、航空機用及び次の装置を除く、陸用、鉄道用及び船用の装置に使用する、機関で駆動するセットに適用する。ただし、次の装置に適用する適切な規格がない場合には、この規格を適用してもよい。

- 道路工事機械及び土工機械
- 農耕用トラクタ
- 工業用トラクタ
- 乗用車及びトラック

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 3046-5:2001, Reciprocating internal combustion engines — Performance — Part 5: Torsional vibrations (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。

JIS B 0108-1:1999 往復動内燃機関—用語—第 1 部：機関設計及び運転用語

注記 対応国際規格：ISO/DIS 2710-1:1994, Reciprocating internal combustion engines—Vocabulary—Part 1: Terms for engine design and operation (MOD)

JIS B 0108-2:1999 往復動内燃機関—用語—第 2 部：機関保全用語

注記 対応国際規格：ISO/DIS 2710-2:1996, Reciprocating internal combustion engines—Vocabulary—